

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部北部産業振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長北産第19号
委 託 業 務 名 称	つづらお荘施設維持管理業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市西浅井町菅浦580番地外
業 務 の 概 要	①保守管理業務 建築物の保守管理、建設設備等の保守管理備品・消耗品等の保守管理、植栽の管理 ②清掃・保守警備業務 清掃業務、保安設備・機械警備業務、地下タンク貯蔵庫の管理業務
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	563, 200円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市西浅井町大浦1098番地の4 [商 号 又 は 名 称] 有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	契約相手方は、休館中のつづらお荘を効率よく維持管理するためのノウハウを持っている唯一の団体であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 ○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。